

さいたま市西新井ふるさとの緑の景観地保全計画〈概要版〉

1 概要

さいたま市西新井ふるさとの緑の景観地は、さいたま市の北西部（大宮大地の西部）に位置している。

クヌギ、コナラ、シイ、アカマツ等を中心とする典型的な武蔵野の雑木林としての景観をとどめている。

約 200 戸の住宅団地が近接しており、住民の散策の適地ともなっている。

2 自然環境等

この地域では、樹林性の動植物や路傍・草地性の植物などが確認された。

3 指定地の状況等

この景観地は昭和 60 年度に樹林地 4.12ha を指定している。

「埼玉県身近な緑公有地化事業」で指定地のうち 0.5ha（合計）を埼玉県とさいたま市で取得し保全を図っている。

山林所有者と埼玉県が締結している緑の管理協定の締結状況については、平成 22 年度で 3.15ha と、公有地を除いた指定地に対し 87.0%を占めている。

よって、公有地と緑の管理協定締結地を合わせた保全面積は 3.65ha で、指定地の 88.6%と、都市部においては非常に高い割合となっている。これらのことから、景観地の中でも保全が図られていると判断できる。

4 保全計画の基本方針

(1) 緑の保全

環境保全機能、住民の憩いの場としてのレクリエーション機能、災害時の避難地としての防災機能、郷土景観や歴史的価値のある緑地など住民の心理的効果に寄与する景観構成機能、多様な生物の生息空間など、緑地が有する様々な機能が発揮でき、次世代への誇りや財産として引き継ぐため、土地利用転換の抑制等を図ることにより、首都近郊に残された貴重な緑地を保全していく。

(2) 緑の再生

樹林地と周辺畑作地が一体となった景観を保全するため、樹林地については、景観地内の樹木の萌芽更新や荒廃した樹林地の代替植生への転換等を図る。

5 区域設定

緑の保全・再生区域

景観地内の緑の骨格軸として、多様な生物の生息空間としての機能やレクリエーション・防災機能・景観構成機能などを発揮するため、現存する豊かな緑を保全するとともに、山林荒廃地の代替植生への転換を図り、緑を再生する区域とする。(本景観地は、まとまった一団の樹林地であることから、全域をこの区域とする。)

6 施策方針

緑の保全・再生区域

① 緑地保全

まとまりある良好な景観を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組み（緑の管理協定締結者への、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金交付）とともに、必要に応じて土地の買い取り等を行い、レクリエーション、防災等の機能における重要な緑地として保全するための施策を展開していく。

【手法の例示】

- ・ **保全する緑地の公有地化**

緊急に緑地を保全しなければならない場合には、身近な緑公有地化事業の活用を検討する。

- ・ **緑地保全整備のための山林の借り上げ**

まとまった樹林地を保全するために、樹林地の借地を検討する。

② 緑の再生及び維持管理

良好な景観地を保全していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組みとともに、行政と市民との協働による下草刈りや清掃などの維持管理、荒廃した樹木の代替え植生への転換などの施策を展開していく。

また、緑地内に投棄されたゴミの回収や不法投棄防止パトロールなど、廃棄物問題に対し、関係機関とも連携を図りながら展開していく。

【手法の例示】

- ・ **市民との連携**

地元住民や NPO、事業者等が緑地や自然環境の維持管理に参加できる包括的な体制づくりを進め、活動を支援する。

- ・ **次世代へ引き継ぐための環境教育の実施**

緑地保全や緑化の推進組織の育成や拡大とあわせて、学校や子どもエコクラブなど環境学習の場において、緑地保全や緑化、自然保護などの体験を通じて緑の大切さを次世代に引き継いでいく。

- ③ **希少野生生物の保全**

豊かな自然環境を保全するため、樹林地を適切に管理するとともに、希少野生生物の生息状況を定期的に把握する。

【手法の例示】

- ・ **希少野生生物のモニタリングの実施**

景観地内に生息する希少野生生物の生息状況を把握するため、モニタリング調査等を実施する。

さいたま市西新井ふるさとの緑の景観地 保全計画区域図

植生図 凡例

- コナラ群落
- スギ・ヒノキ植林
- C モウソウチク群落
- オアレチノギク群落
- E オオバコ群落
- 1 苗圃
- 2 畑地

区域設定等凡例

- 指定地
- 緑の保全・再生区域



0 50 100 150m

「さいたま市西新井ふるさとの緑の景観地」